

静電気学会誌投稿規程

(2008年7月1日改訂)

本規程は2008年7月1日より実施する

1. 学会誌の目的

本学会誌は広義の静電気に関する科学と技術上の新しい発見、創造、理論、知識ならびに重要な経験、調査結果を広く会員に伝えるためのものである。

2. 学会誌の内容

本学会誌には、巻頭言、解説、論文、技術レポート、ノート、講座、寄書、会告等が含まれる。

2.1 巻頭言

学会長または役員からの公式見解の発表および識者、会員等からの提言をまとめたもの。

2.2 解説(展望も含む)

適当な主題について、すでに発表された研究成果を骨子としながら、その内容を補足して総合的な報告となっているもの、またはその目的に沿ってさらに研究状況を紹介、解説したもの。

2.3 論文(資料も含む)

原著論文は、いずれも印刷物として未発表のもの(学会、研究会の予稿に類するもの、ノート等での発表を除く)に限り、以下の内容を具備しているものとする。

- ① 独創的で、かつ静電気に関する科学技術上価値ある事実と結果をまとめた報告で、それ自体で一つの結論に達しているもの。
- ② 技術的に新しいか、あるいは記録的な機器の設計や試験結果等をまとめたもの。
- ③ 各種の試験結果、経験事項、計算・数値等で、その結果に一般性があると考えられるもの。

2.4 技術レポート

新規な静電気技術およびその技術の実用化、また、静電気分野において有益となるオリジナルの測定データ、技術資料などを提供する報告。

2.5 ノート(研究速報、技術ノートを含む)

一連の研究自体が一つの結論に達していなくとも、研究の途中で得られた結果や新しい事実、価値あるデータ等を簡単な形でまとめたもの。重要な発見、発明、提案等の速報を目的としたもの。

2.6 講座

静電気の基礎および応用等に関して必要な事項を、わかりやすく説明したもの。

2.7 寄書(メッセージ、コメントも含む)

静電気に関する紹介、着想、随想、学会に対する意見、希望、国内、海外の文献速報、図書紹介等を簡単な形でまとめたもの。

発表された論文に対する討論および原著者からの回答等。

2.8 会告

学会の事業報告、および学会から会員への連絡事項、静電気および関連学協会、国際学会等のニュース。

3. 原稿の種類

原稿には依頼原稿と投稿原稿の2種類がある。依頼原稿は本学会から依頼した原稿を指し、これ以外の原稿は投稿原稿とする。

4. 投稿資格

主な研究者(少なくとも第一著者)が静電気学会会員である。ただし会員外の共同研究者を含むことはさしつかえない。

5. 原稿の作成

5.1 言語

言語は原則として日本語とし、英語も可とする。

5.2 原稿の体裁

原稿の体裁は以下の形式に従うのが望ましい。すなわち、表題、まえがき、本論、結言、ただし巻頭言、寄書は表題以下自由に書いてさしつかえない。

論文、技術レポート、ノートには、本文のほかにそれぞれ英文要旨を添える。

5.3 原稿の長さ

原稿の長さは、原稿の種類に応じて、刷上りページ数で定める下記の上限以下とする。なお、刷上り1ページは2,340字に相当するが、表題、図表を含めたページ数の計算にあたっては、「投稿規程細則」を参考とすること。

種類	規定ページ
巻頭言	1ページ
解説	6ページ
論文	6ページ
技術レポート	6ページ
ノート	2ページ
講座	6ページ
寄書	2ページ

5.4 その他

原稿の作成にあたっては、本規程の他に、「投稿規程細則」および学会のウェブサイトを提供している「投稿用テンプレートファイル」に示す体裁、レイアウト等を参照すること。

6. 原稿の提出

6.1 提出方法

提出原稿は、投稿用テンプレートファイルに従って作成したカメラレディー原稿、およびカメラレディー原稿以外のパソコンで作成したデータの原稿(以下、データ原稿とする)に限る。手書きによる原稿の提出は認めない。なお、カメラレディー原稿の場合は論文受理から出版までの期間が短縮される。カメラレディー原稿提出の場合は、「投稿規程細則」および「投稿用テンプレートファイル」に従ってカメラレディー原稿を作成すること。データ原稿提出の場合は、下記の例および「投稿規程細則」に従って作成すること。原稿は、PDF ファイルを E-mail に添付して送付する方法、あるいはプリントアウトした紙媒体を郵送などで編集部へ封書で送る方

法で提出する。提出される際には、著作権委譲に関する誓約承諾書のファイルを学会のウェブサイトからダウンロードして、代表著者の署名の上、学会誌刊行センター「静電気学会誌編集委員会」(〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16)あてに郵送する。

6.1.1 E-mailによる提出

カメラレディー原稿のファイル、またはデータ原稿のファイルを PDF ファイルに変換し、E-mail に添付して seidenki@capj.or.jp まで送る。E-mail の本文には投稿票のファイルの内容を入力し、件名には「静電気学会誌投稿」と入力すること。添付ファイルのサイズは 2MB 以内とする。なお、投稿票のファイルは学会のウェブサイトからダウンロードできる。

6.1.2 郵送による提出

カメラレディー原稿の場合は原稿 2 部と投稿票(学会のウェブサイトからダウンロードできる)を、データ原稿の場合は本文と図、表、写真(鮮明な陽画)、英文要旨を含めて、正 1 部、コピー 1 部と投稿票を、学会誌刊行センター「静電気学会誌編集委員会」(〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16)あてに送付する。

6.1.3 原稿の受付・受理について

編集部で原稿を受け付けた日をもって受付日、審査終了し、掲載決定となった日をもって受理日とする。投稿された論文の審査等が終了し掲載が決定した後に、印刷用最終原稿のファイルの提出が求められる。

6.1.4 データ原稿の表紙の記入例

データ原稿の表紙には、表題(和文、英文)、著者名(和文、英文)、受付日欄(和文、英文、日付空白)、キーワード(和文、5 語以内)、著者所属機関とその所在住所(和文、英文)、E-mail アドレスを下記の例に従って書く。

6.2 投稿料金

投稿料金は無料とする。ただし、やむを得ず長さの制限を超過した投稿原稿にあっては、超過ページ

データ原稿 表紙の記入例

固体の帯電

山田太郎^{*1}, 海田次郎^{*}, 村田三郎^{**}

(20 年 月 日受付; 20 年 月 日受理)

Static Electrification of Solid

Taro YAMADA,^{*1} Jiro KAITA^{*}

and Saburo MURATA^{**}

(Received ; Accepted)

キーワード:(和文、5 語以内)

^{*}東京大学工学部電気工学科(113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1)

Department of Electrical Engineering, Faculty of Engineering, University of Tokyo, 3-1, Hongo 7-chome, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033, Japan

^{**}安全研究所物理部 (181-0005 三鷹市中原 3-14-1)

Department of Physics, National Research Institute of Safety, 14-1, Nakahara 3-chome, Mitaka, Tokyo 181-0005, Japan

¹ email@email.com

分の実費(「投稿規程細則」に定める)は著者負担とする。ただしノートの場合、超過ページは認めない。

なお、カラー図版を含む印刷を希望する場合、そのページの印刷の実費は著者の負担とする。

7. 原稿の審査

投稿原稿は編集委員会の選定した審査員の査読結果にもとづいて編集委員会で採否の決定を行う。査読の結果、投稿原稿の修正を求められた場合は 2 カ月以内に再提出すること。2 カ月を経過しても再提出されない場合は、投稿をとり下げたものとする。

論文を撤回したい場合は、速やかに学会誌刊行センター「静電気学会誌編集委員会」(〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 TEL 03-3817-5821 E-mail: seidenki@capj.or.jp)まで連絡する。

採択された原稿はできるだけ早く本会誌に掲載する。採択された原稿は、原則として返却しない。

8. 著者校正

カメラレディー原稿での提出の場合は、著者校正は原則として実施しない。但し、著者からの要求があった場合に限り、刷り上がり状態確認のために 1 回の校正を行うことができる。但し、レイアウト上または図表クオリティに特段の問題が確認されない原稿の修正は認めない。データ原稿の場合は著者校正は 1 回行う。この際、印刷上の誤り以外の修正、図版の修正は認められない。何れの場合も校正刷は受理後 2 日以内に返却すること。期限に遅れた場合は編集部の校正をもって校了とする。

9. 別刷

別刷は、投稿票に記入箇所があるので原稿提出時に申し込むこと。後日の申し込みは受理しない。料金については、「投稿規程の細則」に定める。

10. 著作権および版権

本学会誌に掲載された記事の著作権および版権は静電気学会に帰属する。ただし、本学会が必要と認めるとき、あるいは外部から引用の申請ならびに版権使用の申請があったときは、編集委員会で審議し、転載ならびに版権使用を認めることがある。著作権および版権については「投稿規程細則」の 5.1 5)も参照のこと。

附則

1991 年 12 月 13 日改訂

1997 年 2 月 15 日改訂

1999 年 4 月 30 日改訂

2001 年 12 月 19 日改訂

2004 年 7 月 3 日改訂

2005 年 11 月 21 日改訂